

愛知県建築基準条例が一部改正

- 道路巾員四メートル以上六メートル未満の接道でも五十平方メートル以上の車庫が造れる
- 横断歩道から十メートル以内の出入口禁止が五メートル以内に緩和
- 二月一日より既に施行

このことについては、本部会報「愛知の建築」二月号五頁六頁に、くわしく掲載されているが、いざ実際設計といふことになると、いろいろ県当局へお聞きしたいことが出てくる。そこで今回は、この運用規準について愛知県建築部建築指導課へ質問を持って出かけた。早速御回答をいただいたのでニュースとしてお知らせする。

質問 道路と一体的なものとした空地は敷地面積より差し引かなくともよいか。

回答 差し引かなくてもよい。

質問 道路と一体的なものとした空地は道路舗装をしなければならない。

回答 必ずしも、しなくてよい。

質問 道路と一体的なものとした空地は境界表示をしなければならない。

回答 しなくともよい。

質問 道路と空地に多少高低差がある場合。

回答 空地とみなされる車が出入り出来る段差ならよい。

質問 空地の地中に地下室等は作つてもよいか。また浄化槽等を埋設してもよいか。

回答 視角を120°と仮定すると道路巾員6メートルの場合の可視量は斜線の部分の三角形となる。

質問 空地部分は駐車場と車止め等をしてよい。

回答 原則としては、いけない。

質問 空地と道路の境界に車止め等をしてよい。

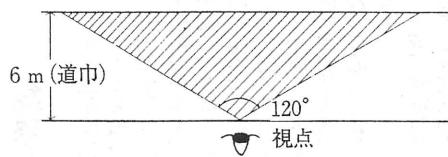
回答 いけない。

質問 空地とみなされる車が出入り出来る段差ならよい。

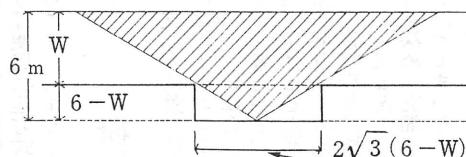
回答 空地の地上において自動車の出入りに支障のないような庇をつけた場合、その部分は空地とみなされない。

※ 駐車場法、道路運送法等により接道する道路巾員が規制される場合は、当条例が働きませんので御注意下さい。

（文責 馬場 富雄）



視角を120°と仮定すると道路巾員6メートルの場合の可視量は斜線の部分の三角形となる。



道路巾員が6メートル以下Wとなつても左図の可視量を確認するためには上図の空地巾を必要とする。

（文責 馬場 富雄）

二、各区域の建築制限
(1) 第一種は一階の床高をN・P四メートル以上とし、原則として木造禁止。
(2) 第二種は住宅等の場合、一階床高をN・P一メートル以上とし、二階建以上にしなければならない。ただし避難設備等があれば平家建でもよい。第三種は一階の床高をN・P一メートル以上としなければならない。
(3) 第四種は住宅等の場合、一階床高をN・P一メートル以上とし、二階建以上にしなければならない。

（文責 馬場 富雄）

（文責 馬場 富雄）

（文責 馬場 富雄）

（文責 馬場 富雄）

名古屋市臨海部防災区域建築条例が改正

- 一月一日より既に施行

（文責 馬場 富雄）

（文責 馬場